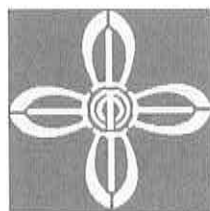

**令和4年度
天童市立干布小学校PTA
PTA総会
連絡資料**



令和4年 4月23日

目 次

○OPTA 表彰者, 教職員	1
○令和4年度の主な行事予定	2
○千布小学校いじめ防止基本方針の概要	3～4
○いじめとは何か	5～7
○非常事態時ガイドライン	8
○地震時児童保護マニュアル	9
○緊急時引き渡しマニュアル	10
○千布小学校ホームページのお知らせ	11～12
○学校集金, 学校給食費の納入について	13～14
○保険関係資料	15～20
○一人一人の教育的ニーズへのサポート	21～24
○教育相談のご案内	25
○自転車保険について	26～27

P T A表彰者

天童市立干布小学校P T A運営会則第17条「慶弔及び褒賞」及びP T A運営細則第5条「褒賞関係」により、表彰いたします。

★前P T A会長 仲野 崇幸 様

★前P T A幹事 後藤 桂子 様

※詳しくはP T A総会資料をご覧ください。

令和4年度 人事異動による転退職者並びに転入者

【転出者・退職者】

*高橋 聡美 教諭	ご退職
*丹野 隆 教諭	ご退職
*長濱 奈央 教諭	神奈川県 <small>の</small> 小学校へ
*山本 雅子 講師	天童市立高揃小学校へ

【転入者】

*押野 修 教諭	天童市立天童中部小学校より
*東海林玲子 教諭	天童市立天童南部小学校より
*半田 憲也 教諭	天童市立山口小学校より (週月水勤務)
*矢吹 麗子 教諭	天童市立天童南部小学校より (週火木勤務)
*関 佑季乃 講師	新規採用講師

令和4年度 天童市立干布小学校 教職員と校医

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
校長	多勢 弘子	教諭 1年担任	長岡なつ美	養護教諭	佐藤 恵里
教頭	大築 誠	教諭 2年担任	関 佑季乃	教諭 (育児休業)	眞木めぐみ
教諭 教務主任	西塚 真	教諭 3年担任	宗片 紀暁	主事	阿部 優紀
教諭 なかよし1組担任	高木 幸子	教諭 4年担任	山口万莉子	すこやかスク ール支援員	俎野 尚子
教諭 なかよし2組担任	押野 修	教諭 5年担任	柴田 夢実	図書整理員	遠藤 弥生
教諭 (再任用短時間)	東海林玲子	教諭 6年担任	梅津 陽一	給食業務員	渡邊 泰子
教諭 教科専科	半田 憲也	教諭 外国語専科	矢吹 麗子	外国語指導助手	ケルシー・タッ プリン

内科医	後藤 心一	耳鼻科医	櫻井秀一郎	薬剤師	小輪瀬明弥子
眼科医	高橋 篤子	歯科医	金子 忠		

令和4年度の主な行事予定

※今後、社会状況の変化により変更される場合があります。

月	主な行事予定
4月	1学期始業式(7) 入学式(8) 弁当日(7, 8) 2～6年給食開始(11) 全校給食開始(14) 身体計測(11) 交通教室(13) 視力検査(14・18) 通学班会・一斉下校・下校指導(15) 聴力検査(19・21) JRC登録式(19) 6年全国学力・学習状況調査(19) 避難訓練(20) 1年心電図検査(26) 授業参観・PTA総会・学年PTA総会(23, 振替休業日25) 地域巡回日(26・27・28)
5月	お弁当日(2・6) 内科検診(11・12) 1年生を迎える会(6) 縦割り清掃班開始(24) 運動会(21, 弁当日, 振替休業日23) 資源回収①(31, 6/1, 2) 眼科検診(27)
6月	6年プール清掃(1) 6年市小学校陸上運動記録会(2) 耳鼻科検診(6) プール開き(7) 4～6年スポーツテスト(8) 1～3年スポーツテスト(13) わんぱく活動(14) 演劇鑑賞教室(低:16, 中:23, 高:30) 避難訓練(15) 歯科検診(15) 授業参観・PTA会員研修会・学級懇談会(29)
7月	床磨きワックス塗布(7) 通学班会・一斉下校・(7) 5年宿泊体験学習(13・14) 1学期終業式(22) 6年四谷小との夏の交歓会(22～25)⇒中止
8月	2学期始業式(23) 弁当日(23, 24) 発育測定(24・25) PTA奉仕作業(28)⇒中止 夏休み作品展(29～9/2)
9月	長距離走奨励期間(12～28) 保護者面談・通知表配付(21・22・26) 長距離走記録会(29)
10月	資源回収②(2⇒変更の可能性あり) 避難訓練(7) わんぱく活動(6) 視力検査(13・14) 3・4年市小学校音楽会(26) 学習発表会(29, 弁当日, 振替休業日31)
11月	6年修学旅行(10・11) 交通安全感謝の会(15) 4年ブラッシング指導(24) 歯科検診(24)
12月	授業参観・学級懇談会(9) 143周年創立記念日(13) 2学期終業式(23)
1月	3学期始業式(10, 給食開始) 校内書き初め会(11) 避難訓練(12) 発育測定(16・17) フリー参観・1年給食試食会(18) 新入学児童説明会(27, 弁当日)
2月	授業参観・保護者全体会・学級懇談会・一斉下校(16)
3月	通学班会・一斉下校(1) 6年生を送る会(2) 修了式・通知表配付(16, 弁当日) 卒業証書授与式(17) 6年四谷小との春の交歓会(18～20)

「干布小学校 学校いじめ防止基本方針」の概要

令和4年4月版
天童市立干布小学校

1 はじめに

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、児童の尊厳を保持することを目的に、市教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「天童市立干布小学校いじめ防止基本方針」を策定します。それを公開・説明しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応等に全力で取り組むものとし、

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要となります。なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童生徒がそのことを知らずにして、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、適切な対応を行います。

3 いじめ防止等のための組織と具体的な取組

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

校内関係者は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭、校外関係者は、学校評議員代表・PTA代表・地区民生児童委員代表・青少年育成会代表・干布駐在・人権擁護委員で構成します。必要に応じて、心理や福祉の専門家等の参加を求めます。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめを正しく理解するための校内研修をすすめます。
- ・いじめ防止に向けた学校の取組を検証し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等をより一層推進します。
- ・児童が自己有用感を高められる教育活動を計画したり、検証したりします。
- ・いじめの情報収集等を行います。
- ・いじめの情報があった場合は、早期解決に向けて中核となって対応します。
- ・保護者や関係機関と連携し、いじめられた児童を守り、いじめた児童の成長につなげます。



4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教職員による指導

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくいこと、いじめられた者の心を深く傷付けることを踏まえるようにします。また、複数の目でしっかり見た上で判断します。
- ・「人権を無視するいじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりをすすめます。
- ・児童にも分かりやすく解説した「いじめ防止基本方針」を使って学活の授業をします。

(2) 児童に培う力とその取組

- ・他者を思いやる気持ち、他者とコミュニケーションを図る力、ストレスに適切に対処できる力、自分を大切にしたい気持ち、自分が他人の役に立っている実感を学校の教育活動全体を通して培います。

(3) 児童の主体的な取組

- ・児童会を中心に、明るい生活を送ることができるような活動をすすめます。

- (4) 家庭・地域・関係機関との連携
- ・家庭や地域と常日頃から情報交換ができるようにします。
 - ・ネットいじめについての対策を考え合います。



5 早期発見の在り方

- (1) 見えにくいいじめを察知するために
- ・「子供がいじめられたと思えば、それはいじめである」を大前提とし、チーム学校で共通確認をして対応にあたります。
 - ・児童との信頼関係づくりに努め、児童の様子にしっかり目を配ります。全学級で「定点観察」を行うなどしながら、その結果からいじめ発見に役立てます。
 - ・教職員の情報交換を積極的に行います。
 - ・定期的なアンケート調査を活用します。
- (2) 社会状況の変化や教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童への対応
(障がいのある児童、帰外国子、性同一性障がい等の児童、被災児童、コロナ禍による差別 等)
- (3) 相談窓口の活用
- ・いつでも相談を受けます。(主な相談窓口は、教頭、教務主任、教育相談主任、養護教諭、担任 等)

6 いじめに対する措置(早期発見・組織的対応・解消確認)

- (1) 素早い事実確認・報告・相談を行います。
- (2) 発見・通報を受けて組織的に対応します。
- (3) いじめられた児童への対応及びその保護者への支援を素早く継続的に行います。
- (4) いじめた児童及びその保護者への対応を素早く継続的に行います。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても十分に指導します。
- (6) ネットいじめがあった場合には、他機関との連携も図りながら対応します。
- (7) いじめの解消は、いじめられた児童と保護者との面談により状況を見極め確認します。
(いじめが止んで3か月以上経っている かつ 被害者が苦痛を感じていない)



7 重大事態への対処

- (1) 重大事態への対処、発生防止に資するために、市教育委員会の判断に基づき、速やかに調査組織を設置し、事実関係を明らかにするための調査を実施します。
- (2) 調査に係る事実関係などの必要な情報は速やかに市教委を通して市長へ報告します。

8 教育相談体制・生徒指導体制

- ・教育相談、生徒指導の具体的な計画を立てて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

9 校内研修

- ・いじめの理解、組織的対応、指導記録の生かし方等に関する研修をすすめます。

10 学校評価

- (1) 学校評価において、いじめ防止の取組の目標達成状況を評価します。その結果については、家庭や地域にお知らせします。
- (2) その結果を基に、児童の視点で取組を客観的に振り返り、改善を図っていきます。

11 その他

- ・教職員が児童としっかり向き合えるように、組織体制を整え、校務の効率化を図ります。

※令和4年4月修正

いじめとは、何か



いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

どの子供にも起こりうる、いじめ

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

国立教育政策研究所
生徒指導・進路指導センター
いじめ追跡調査2013-2015

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

大人が気付きにくい、いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子供自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

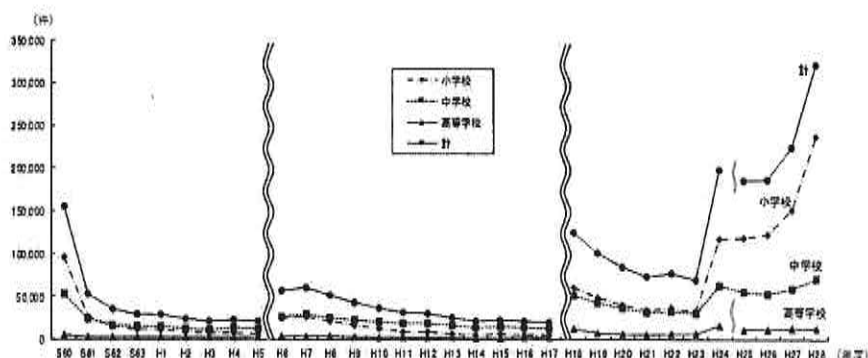
ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数の推移

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。

いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要です。



なやみいおう

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

保存版

いじめのサイン 発見シート

監修 森田洋司氏 大阪府立大学名誉教授/いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力が無い。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまの
ようすは
いかがですか？



夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜醒れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまご家族の実態に合わせて、ご利用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真実に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、「計画的」「組織的」に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら学校に連絡するなどの対応をお願いします

「重大事態」には調査組織を設置します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

非常事態時ガイドライン

天童市立干布小学校

★児童が在校中に非常事態等が発生した場合、教職員引率による一斉下校を原則とする。家族等へ引き渡す場合（地震の場合は震度5以上）もある。

非常事態
地震・洪水・雷雨・台風
不審者出没・事件事故等

☆干布小学校
電話 654-2307
mail: hosinuno@dewa.or.jp
☆災害用伝言ダイヤル
171-2-023-654-2307

学校で対応を判断
市教委からの指示

停電になった場合

- 1 干布小一斉メール配信で連絡
※教頭または校長が配信（携帯）
- 2 干布小または各地区の公民館玄関へ連絡内容を記したプリントを掲示
※学校職員が掲示する。
※防災無線を使用し掲示する。
- 3 携帯電話等で干布小災害用伝言ダイヤルに連絡内容を伝達
- 4 上記1～3ができない場合、メディアを通じて連絡

停電になっていない場合

- 1 干布小一斉メール配信で連絡
※担任または、教頭が配信
- 2 干布小ホームページに連絡内容を掲載
※一刻を争う内容は、学校で直接内容を更新

<公民館に掲示する張り紙例>

干布小より緊急連絡 地震のため、本日は、 臨時休校。次回の連絡 は、本日十七時。	干布小より緊急連絡 地震のため、明日は 臨時休校。次回の連絡 は、明日六時半。	干布小より緊急連絡 停電ですが、本日は 普通通り登校。給食な しで下校は、十二時。	干布小より緊急連絡 地震のため、本日は 九時まで登校。給食は なし。下校は、十二時。	干布小より緊急連絡 地震・停電のため、 学校へお子さんを迎 えに来てください。
---	--	--	---	--

保護者の皆様へお願い

- ☆上記の停電時における保護者の皆様の対応をよろしくお願いいたします。特に、自宅近くの公民館まで行ってくだされば、学校からの連絡がわかるように対応していきます。
- ☆上記のガイドラインを越える想定外の場合には、各ご家庭では学校の判断を待つことなく、児童の安全を第一に考え、登校できるかどうかの判断を含め、行動して下さるようお願いいたします。
- ☆登下校中に地震があった場合は、教職員ができる限り交差点へ向かい、児童の安全確保に努めます。そして、通学班ごとに登校時ならば学校まで、下校ならば近くの公民館までできる範囲で引率します。
- ☆非常事態の状況によっては、給食が供給できない場合があります。登校前にそのことが判断できる場合には、おにぎりやパン、果物、水筒等、ご家庭で準備できるものを持たせてください。
- ☆非常災害の状況によっては、午前学習で下校の措置をとることもあります。また、保護者へ直接、お子さんを引き渡すこともあります。

地震時児童保護マニュアル

天童市立干布小学校

震度 5 以上の地震が起きた場合

	登下校のとき	学校にいるとき	家にいるとき
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ● その場で安全な場所へ避難する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広い場所や駐車場 ・ 近くの公民館 ・ 倒壁や倒木等，落下物のない場所 ・ 側溝のない場所 ● 揺れがおさまったら，学校・自宅・広場・公民館のうち，最寄りの場所へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 机の下や落下物のない場所等，安全な場所で揺れがおさまり，指示があるまで待機する。 ● 教職員の指示で安全な場所に避難する。 ● 学級毎に集合し，次の指示を待つ。 ● 保護者の引き取りを待つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 登校しないで，学校や家の人の指示に従う。 ● 家族とともに安全な場所で過ごす。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校もしくは通学路途中で待機している児童を探しに行く。 ● 児童を保護し，学校へ児童の安否を知らせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校へ電話する。 ・ 学校へメールする。 ・ 停電の場合は，安否を学校か自宅近くの公民館へ知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校からの連絡を待つ。 ● 学校へ児童を引き取りに行く。 ● 近所の家庭と連絡を取り合い，状況を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の安全確保と保護。家族で安全な場で過ごす。 ● 携帯メール，学校のホームページで学校からの情報を知る。 ● 停電の場合，近くの公民館へ行き，学校からの情報を見に行く。また，通学班長宅は班員宅へそれを知らせる。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校管理下外の時間帯の場合は，自宅の損壊や家族の安否を確認次第，出勤する。 ● 校長（教頭）の指示で救援活動を行う。 ● 児童の安否を確認する。 ● 避難施設（本校・公民館等）で救援活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 校長の判断により，以下のような措置をとる。 ● 児童の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンドや体育館で待機<教頭・養護教諭> ● 保護者へ児童の引き渡しの指示（担任は準備） <ul style="list-style-type: none"> ・ 教務は，一斉メール配信，非常用伝言ダイヤルを使って連絡 ・ 情報主任は，ホームページに掲載 ● 引き取りにきた保護者への対応<二重チェック> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明，確認＝教頭 ・ 引き渡し＝担任 ・ 学童＝教務 ● 今後の緊急連絡を一斉メールやホームページ，防災無線や公民館玄関掲示で知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校管理下外の時間帯の場合は，自宅の損壊や家族の安否を確認次第，出勤する。 ● 校長（教頭）の指示で救援活動を行う。 ● 児童の安否を確認する。 ● 避難施設（本校・公民館等）で救援活動を行う。

緊急時引き渡しマニュアル

天童市立干布小学校

児童が在校中に、震度5以上の地震が発生した場合、原則として家族等への「引き渡し」を行います。学校までお迎えをお願いします。

地震・雷雨・暴風雨・不審者出没等

1次避難：児童の安全確保<教頭・養護教諭>

災害対策本部を設置し、学校で対応を判断
(市教委からの指示)

干布小学校

電話 654-2307

Mail: hosinuno@dewa.or.jp

災害用伝言ダイヤル

171-2-023-654-2307

引き渡しの判断

学級担任（地区担当）

保護者へ引き渡しの連絡
・一斉メール、小学校ホームページ

引き渡しカードの準備

児童を待機場所へ移動
・学級ごとに整列し、人数を確認

引き渡しカードでの照合
・保護者あるいは代理人であることを児童とともに確認

保護者への引き渡し
・帰宅後の連絡先を確認

名簿にチェック

災害対策本部に報告

残った児童の保護
・引き渡しがいづ頃になるか見通しを持つ

自宅への引率
・時刻や人数に応じて、可能な場合は地区担当者が自宅まで送る（自宅に誰もいない場合は再び学校へ戻る）

引き渡し完了

引き渡し場所の決定
・グラウンドや体育館、教室など状況に応じて判断

保護者へ引き渡しの指示
・一斉メール配信、小学校ホームページへの掲載、非常用伝言ダイヤル <教務、情報主任>

保護者の誘導
・説明場所を昇降口前等に決めて誘導

保護者への説明、確認
・引き渡し方法を説明し、引き渡しカードで確認 <教頭>

※ 学童との連携

・児童が学校におり、且つ、学童にも児童がいる状況で地震等が発生した場合は、学童の先生の引率のもと、体育館等の待機場所に合流し、そこから保護者に引き渡す

引き渡し状況の集約

欠席児童の安否確認

引き渡し状況の集約

教育委員会に報告

今後の動きや日程等について、一斉メール、ホームページ、非常用伝言ダイヤル、昇降口や公民館玄関への掲示によって知らせる

天童市立干布小学校ホームページのお知らせ

本校では、ホームページを開設し、学校からの情報を公開しております。ぜひ閲覧してみてください。



HP アドレス <http://www.hosinuno.jp>

1 開設の目的

- (1) 本校の特色ある教育活動を、児童、保護者、地域、全国などへホームページで紹介することです。
- (2) 児童の学習の成果や活動を公開し、交流学习の場として役立てたり、幅広い情報を得ることで学習を深めたりできるようにします。
- (3) 保護者や地域に公開することで、本校教育活動への理解と協力を得るようにします。
- (4) 本校の研究内容を公開し、有識者への助言を仰ぐなど、研究に役立てます。

2 ホームページの運営や費用について

- (1) ホームページの管理やデザイン・掲載内容の更新作業は、業者に依頼していますが、学校が必ず確認後に掲載・変更するようにしています。また、最新の情報をスピーディーにお知らせできるように、学校で更新することも可能になっています。学校での児童の様子は学校で随時更新しています。
- (2) 依頼業者は、ネットワークユニオン（住所：山形市東山形）です。
- (3) 費用については、初回作成費用・年間費用<レンタルサーバー・更新サービス・ドメイン管理費>は、市費・教育後援会費・PTA 会計より支出させていただいています。

3 ホームページ作成上留意している点について

ホームページ開設の目的達成のために、児童の活動している写真画像や作品等も発信しています。その際、以下の点に十分配慮しています。

- (1) 児童とその保護者及び教職員の生命・財産に危険を及ぼしたり、人権を侵害したりする可能性のある情報は公開しません。
 - * 第三者が、個人を特定できるような情報は掲載しません。
 - * 図工や習字等の作品の掲載でも、個人が特定できないようにします。
 - * 児童や保護者が不快な印象を受けるものは掲載しません。
 - * 住所や電話番号は掲載しません。
 - * 個人の情報、プライバシーに関わるものは掲載しません。
- (2) 活動の様子を掲載する場合、集合写真や複数人数での写真、後ろ姿などを使用するとともに、ネームや持ち物への記名から、第三者が個人を特定できないように配慮いたします。
- (3) さらに、以下の内容については一切掲載しません。
 - * 法令及び公序良俗に反する内容
 - * 営利を目的とする内容
 - * 第三者の著作権その他の権利を侵害する内容
 - * 第三者を誹謗中傷、差別につながる内容
 - * その他、学校から、不特定多数に対して、発信する情報として不適切と判断する内容



4 保護者の皆様へのお願い

(1) 著作権について

子供たちの図工の作品や作文、コンピュータで作成した作品等の著作権は子供たち自身にあります。このような作品を掲載させていただく場合、子供たちの著作権が侵害されないように十分配慮いたしますので、学校に一任させていただきます。不都合がありましたら、学校へお知らせください。

(2) 個人情報の保護について

ホームページに子供たちの作品や画像を掲載する場合、管理職、職員が十分 チェックします。もし、お子様の写った画像を使用しないでほしいという場合は、その旨を担任にご連絡ください。

(3) お問い合わせ先

ホームページに関しまして、ご不明な点やご心配な点などございましたらお気軽に本校教頭までお問い合わせください。

令和4年4月23日

天童市内各小・中学校PTA会員の皆様へ

天童市PTA連合会

令和3年度会長 金子 政幸

学校集金の納入についてのお願い

子供を育てる時期は、経済的に大変な時期です。子供の健全育成のためにPTA活動があり、会員みなでお金を出し合いながら協力していただいています。今年度もご理解とご協力をいただき、納入をお願いいたします。

給食はすばらしい

日本で最初に学校給食を始めたのは、山形県の鶴岡市にある忠愛小学校です。その後、給食が子供たちにとって大変よいものであると認められ、全国に広がっていきました。栄養バランスのよい給食をみんな一緒に食べることはすばらしいことです。

また、天童市の学校給食では、天童の郷土料理や季節の行事に合わせた料理を提供するなど、メニューを工夫しています。こうした給食を子供たちは楽しみにしており、大切な時間です。

給食がずっと続くために

全国的に「給食費の未納」ということが報道されています。もし、天童市でも未納者が出るようになってしまったら、現在の給食システムが機能しなくなってしまうのです。学校給食ができなくなったら大変なことになってしまいます。

当たり前のこと

子供たちの朝夕の食事は、私たち保護者が用意しています。お昼の給食も同じことではないでしょうか。子供が給食を食べられるようにすることは、保護者としての義務だと思います。その費用を負担するのは、学校のためでもなく、センターのためでもなく、自分の子供のためです。

その他の集金も「児童手当」などを活用して

給食費の他にも、教材費や旅行積立、PTA会費などの学校で集金するものがあります。これらも、給食費と同じように保護者が負担しなければならないものです。また、子供の学校生活を支える大切なものです。

大変な事情がおありの方もいらっしゃるでしょう。しかし、納入が遅れたり、納入されなかったりということがないように心がけていきましょう。現在、「児童手当」が支給されています。この「児童手当」なども活用して、給食費や学校集金にあてていただければ幸いです。

令和4年4月23日

天童市立各小中学校 児童生徒の保護者 様

天童市小中学校長会会長
天童市学校給食センター所長

学校給食費の納入について(お願い)

保護者の皆様には、日ごろより本市学校教育並びに学校給食の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、学校給食は保護者の皆様の学校給食費により作られており、未納が生じると今後の学校給食の提供に支障をきたすことが懸念されます。つきましては、以下のことをご理解いただき、確実に納入くださるようお願いいたします。

学校給食費は、どのように納入されているのか？

→ 学校ごとにまとめて学校給食センターに納入しています。

学校給食費は、ほとんどの学校で、教材費、旅行積立、PTA会費などその他の経費と合わせて「学校集金」として5月から2月までの10回に分けて口座振替により納入していただくことになっています。「学校集金」から仕分けされた学校給食費は、**学校ごとにまとめて学校給食センターに納入するというシステム**になっていますので、決められた日に確実に口座引き落としになるようご協力をお願いいたします。

学校給食費は、なぜ保護者が負担するのか？

→ 法律や条例により「保護者の負担」が定められています。

学校給食は、小中学校における児童生徒の心身の健全な発達を目指し「学校給食法」により実施するよう定められています。「**学校給食法**」では、学校給食に係る施設及び設備並びに運営に要する経費等は学校の設置者(市)の負担としていますが、それ以外の経費(学校給食の食材料の購入経費)については「**学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。(一部省略)**」と定められています。「**天童市学校給食センター設置条例施行規則**」でも、保護者が負担するものと定めています。

学校給食費は、何に使われるのか？

→ 給食費は食材料の購入にのみ使われています。

保護者や学校職員が納める学校給食費は、それぞれの学校で一括して学校給食センターに納入し、学校給食センターでは月ごとに給食の食材料の業者への支払いに充てています。**食材料にかかる経費**は、100%が保護者や学校職員の学校給食費によって賄われているわけです。未納が生じると、学校給食センターでは食材料の購入ができなくなります。

以上、ご理解のうえ「学校集金」を確実に納入くださるよう、よろしくようお願いいたします。

< P T A総会 保健関係資料 >

学校で加入している保険

スポーツ振興センター

学校管理下のけがで医師などの治療を受け、5000円以上の医療費がかかった場合に、医療費（診療報酬点数の3割）と見舞金（診療報酬点数の1割）が給付される制度です。

天童市では、「子育て支援医療証」が配付され、児童の医療費が無料となりましたので、スポーツ振興センターからの給付金は見舞金（1割）のみが支給されるようになりました。給付金の給付方法は「口座振込」になります。

保護者掛金はこれまで同様460円です。申請事務は学校で行います。準備していただく書類がありますので、その際はよろしくお願ひします。

P T A安全互助会

児童の学校管理下外のけがとP T A会員のP T A行事参加中の傷害事故に対する見舞金と賠償事故の補償を行います。

- * 年会費 P T A会員（親とお子さん1人） 600円
追加児童（2人目のお子さんから） 450円

- * 請求条件 児童の学校管理下外のけが
→ 受傷日から医師の治療を受けて治癒までの期間が7日以上の場合が対象となります。

P T A会員のP T A行事参加中のけが
→ 1日目から請求の対象になります。

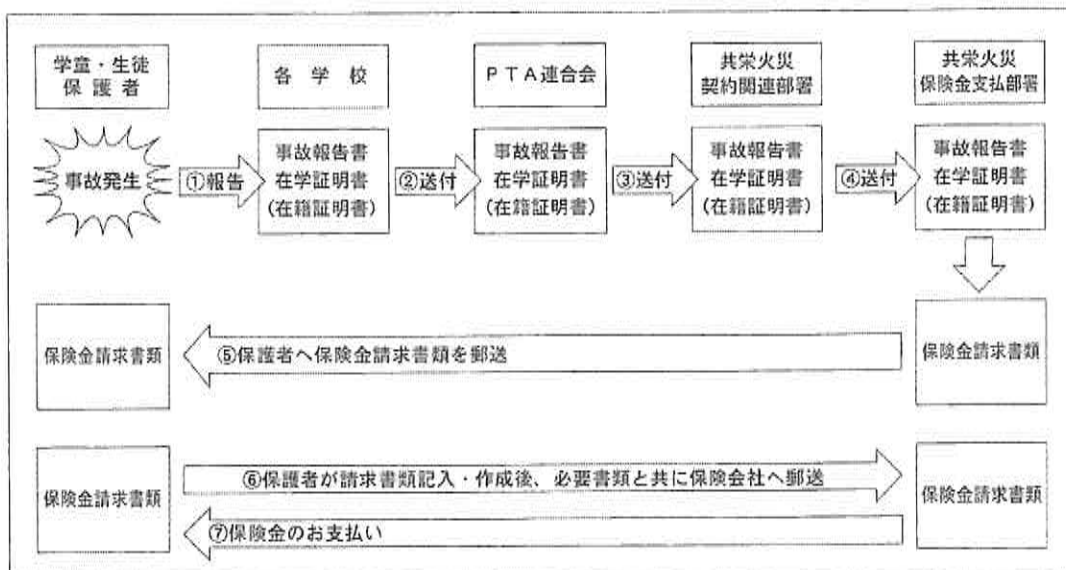
- * 請求時の手続きは

事故発生後、学校で事故発生の手続きをします。（事故報告書の送付）

↓
保険金請求に必要な書類が、家庭に直送されます。（共栄火災海上保険(株)より）

↓
けがが治癒したら、書類に記入し共栄火災へ返送します。

保険金請求の流れ



「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和4年1月現在）

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒	
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)	
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)	—
	定時制 夜間等学科	980 (490)	—
	通信制 通信制学科	280 (140)	—
高等専門学校	1,930 (965)	—	
幼稚園	270 (135)	—	
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—	
保育所等	350 (175)	40 (20)	

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所で行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

学校安全 Web ホームページ: [https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金

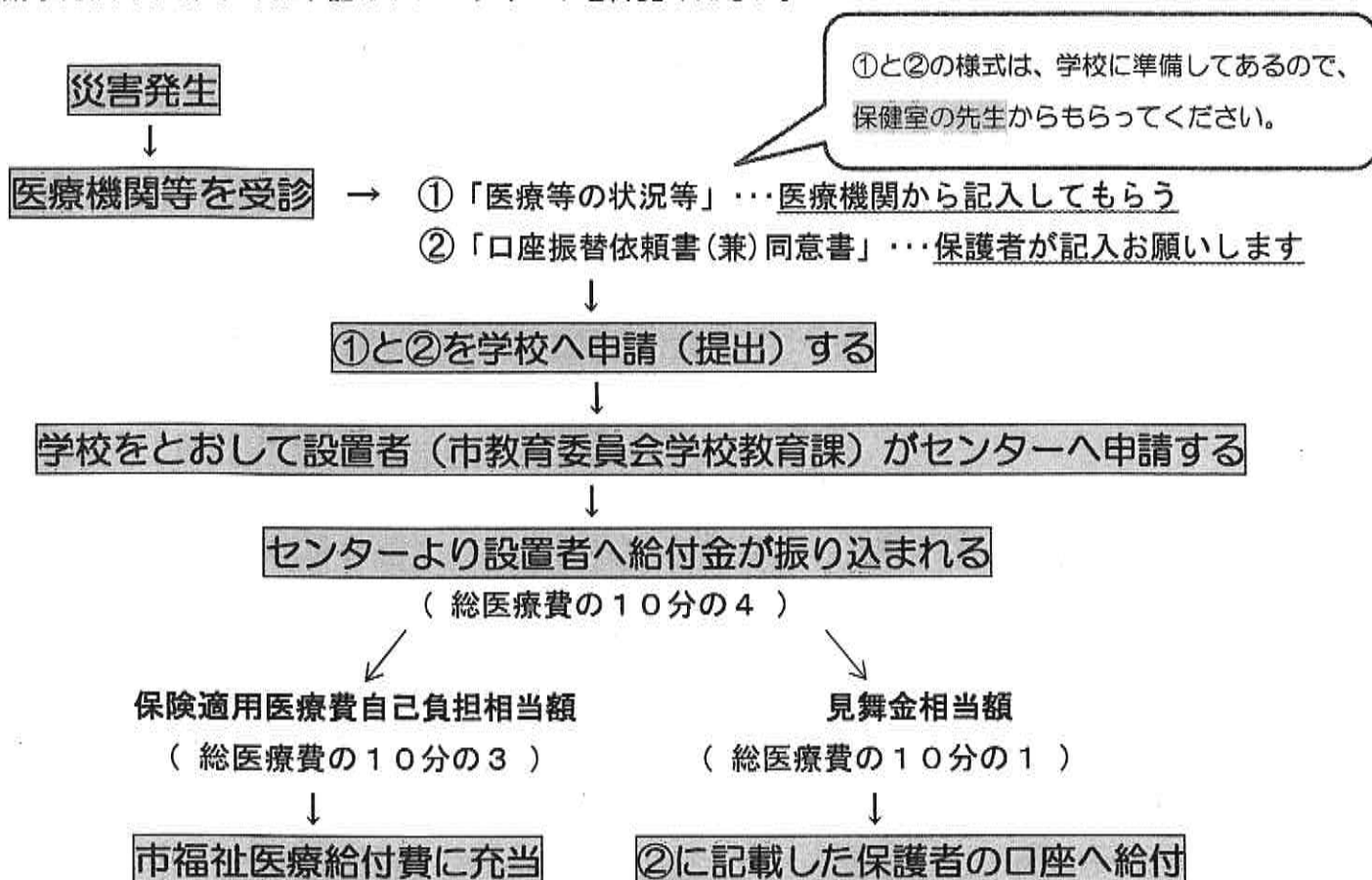
給付方法についてのお知らせ

天童市教育委員会

学校の管理下でケガをしたとき、保険適用医療費の10分の4が日本スポーツ振興センターから給付されます。

天童市では、子育て支援医療制度等により市が負担する自己負担相当額(10分の3)は市に戻入していただき、見舞金相当額(10分の1)を保護者の方の指定口座に「振込」で給付しています。

請求方法等、詳しくは下記のフローチャートを御覧ください。



※学校に申請してから、給付まで約3～4ヶ月かかります。振込日は、給付決定後にお知らせします。

天童市の災害共済給付金制度について

学校の管理下で生じた災害(保険適用医療費の合計が5,000円以上)について、保護者が学校に申請することにより、給付金が支給されます。給付金額は、保険適用医療費の自己負担相当額(10分の3)＋見舞金(10分の1)です。ただし、自己負担相当額(10分の3)については、子育て支援医療制度等により、天童市が負担していますので、給付額の内、自己負担相当額(10分の3)については、天童市福祉医療給付費に充当し、保護者の方には、見舞金(10分の1)の給付となります。

医療機関や診療方法によっては、子育て支援医療証制度等が使用できず、窓口で自己負担相当額(10分の3)を請求される場合があります。その場合は、一度窓口で支払っていただき、「口座振替依頼書(兼)同意書」にその旨を記入してください。確認後、自己負担相当額もあわせて保護者の方へ給付します。

補償の事例

1. 児童・生徒、教職員のケガ

学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ補償)付帯普通傷害保険(学校契約団体傷害保険)

◎学校の管理下外(家庭内、休日、スポーツ少年団活動、登下校時等)での急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(食中毒を含みます。)および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。



●自動車にはねられてケガをした。



●自転車で転倒してケガをした。



●野球でケガをした。



●スキーをしていて足をネンザした。



●自宅や外出先の建物内での火災によりケガをした。

※事故の日からその日を含めて7日目以降において入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払対象となります。

2. PTA会員のケガ(児童・生徒、教職員も対象)

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険(PTA団体傷害保険)

◎PTA会員(含む児童・生徒、教職員)が、PTA主催・共催行事に参加しているときの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(食中毒を含みます。)および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。



- ・PTA奉仕作業中、カマでケガをした。
- ・PTA球技大会のため、PTAの計画による練習参加中にケガをした。
- ・PTA行事参加の途中、ケガをした。

※入院・通院は1日目から保険金支払の対象になります。

(1. 児童・生徒のケガ 2. PTA会員のケガ 共通)

急激かつ偶然な外来の事故によるケガとは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外部からの作用によるもの

(上記3項目に該当しない例)

日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

既に存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

3. 児童・生徒の賠償事故の補償

賠償責任保険 PTA特別約款(児童・生徒賠償責任補償条項)

◎日本国内において発生した日常生活における学童の行為によって生じた偶然な事故(ただし、学校管理下の事故で、学校側に管理責任がある場合は対象外)により、児童・生徒・親権者およびその他の法定の監督義務者が他人に法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



●自転車で他人にケガをさせてしまった。



●ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

- ・校庭に遊びに来て、誤って教室の窓ガラスを割った。
- ・公園でバットを振っていて近くにいた子にケガをさせた。(ただし、スポーツ中の事故については事故の状況等によって対象外になることがあります。)
- ・自転車遊びをしていて転び、停車中の車にキズをつけた。
- ・学校の休み時間中に誤って教室のガラスを割ってしまった。(学校側の管理に問題がなかった場合)

4. PTA活動中(PTA主催)の賠償事故の補償

賠償責任保険 PTA特別約款(管理者賠償責任補償条項)

◎PTA活動中に、偶然な事故により、他人の身体の障害、または財物の損壊についてPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

◎PTA活動を行うために他人から借り受けた財物を使用・管理している間、PTAの構成員であるPTA会員・児童・生徒が損壊・紛失したり盗取されたことによりPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



- ・PTA主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
- ・PTA行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。
- ・PTAが借りたタコ焼き器を、取扱いの不備で破損してしまった。

【コース別会費(補償保険料と補償内容)】

Aコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険 (学校管理下外)	P T A 団体傷害保険 (P T A 管理下)	
			保険金額	保険金額	
児童・生徒 教職員	傷 害	死 亡	55万円	300万円	
		後遺障害	2.2万円～55万円	12万円～300万円	
		入 院 ※1	720円	3,000円	
		通 院 ※1	480円	2,000円	
		手 術 ※4	3,600円/7,200円	※4 1.5万円/3万円	
児童・生徒	賠償責任	※2	50万円(自己負担額0円)		
PTA会員	傷 害	死 亡	/		300万円
		後遺障害			12万円～300万円
		入 院			3,000円
		通 院			2,000円
		手 術			※4 1.5万円/3万円
PTA活動中の 賠償責任	身 体	1名3,000万円 1事故3億円(自己負担額1千円)			
	財 物	1事故200万円(自己負担額1千円)			
	保 管 物	※3	期間中500万円(自己負担額5千円)		

会費(補償保険料込み)

P T A 会 員 (1世帯児童・生徒1名)	600円(528円)
追加児童・生徒 (1名増すごとに)	450円(431円)
教 職 員	360円(348円)

会費内訳(P T A会員1世帯、 児童・生徒1名あたり)

P T A 会 員 1 世 帯	150円 (傷害97円)
児童・生徒傷害1名	360円(348円)
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	90円(83円)
教職員傷害1名	360円(348円)

Bコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険 (学校管理下外)	P T A 団体傷害保険 (P T A 管理下)	
			保険金額	保険金額	
児童・生徒 教職員	傷 害	死 亡	86万円	471万円	
		後遺障害	3.44万円～86万円	18.84万円～471万円	
		入 院 ※1	1,010円	4,200円	
		通 院 ※1	680円	2,800円	
		手 術 ※4	5,050円/1.01万円	※4 2.1万円/4.2万円	
児童・生徒	賠償責任	※2	50万円(自己負担額0円)		
PTA会員	傷 害	死 亡	/		471万円
		後遺障害			18.84万円～471万円
		入 院			4,200円
		通 院			2,800円
		手 術			※4 2.1万円/4.2万円
PTA活動中の 賠償責任	身 体	1名3,000万円 1事故3億円(自己負担額1千円)			
	財 物	1事故200万円(自己負担額1千円)			
	保 管 物	※3	期間中500万円(自己負担額5千円)		

会費(補償保険料込み)

P T A 会 員 (1世帯児童・生徒1名)	840円(736円)
追加児童・生徒 (1名増すごとに)	630円(593円)
教 職 員	540円(510円)

会費内訳(P T A会員1世帯、 児童・生徒1名あたり)

P T A 会 員 1 世 帯	210円 (傷害143円)
児童・生徒傷害1名	540円(510円)
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	90円(83円)
教職員傷害1名	540円(510円)

Cコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険 (学校管理下外)	P T A 団体傷害保険 (P T A 管理下)	
			保険金額	保険金額	
児童・生徒 教職員	傷 害	死 亡	131万円	732万円	
		後遺障害	5.24万円～131万円	29.28万円～732万円	
		入 院 ※1	1,440円	6,000円	
		通 院 ※1	1,000円	4,000円	
		手 術 ※4	7,200円/1.44万円	※4 3万円/6万円	
児童・生徒	賠償責任	※2	50万円(自己負担額0円)		
PTA会員	傷 害	死 亡	/		732万円
		後遺障害			29.28万円～732万円
		入 院			6,000円
		通 院			4,000円
		手 術			※4 3万円/6万円
PTA活動中の 賠償責任	身 体	1名3,000万円 1事故3億円(自己負担額1千円)			
	財 物	1事故200万円(自己負担額1千円)			
	保 管 物	※3	期間中500万円(自己負担額5千円)		

会費(補償保険料込み)

P T A 会 員 (1世帯児童・生徒1名)	1,200円 (1,047円)
追加児童・生徒 (1名増すごとに)	880円(835円)
教 職 員	790円(752円)

会費内訳(P T A会員1世帯、 児童・生徒1名あたり)

P T A 会 員 1 世 帯	320円 (傷害212円)
児童・生徒傷害1名	790円(752円)
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	90円(83円)
教職員傷害1名	790円(752円)

- ※1 学校契約団体傷害保険では、事故の日からその日を含めて7日目以降において、入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金のお支払対象となります。
- ※2 児童・生徒の賠償責任については、日本国内において日常生活での児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故により他人に法律上の損害賠償を負った場合に補償します。
- ※3 PTAが使用・管理する他人から借用した財物に対する賠償責任の支払限度額については、1事故の支払限度額と保険期間中の支払限度額が常に一致しています。保険金のお支払いがあれば、その都度その額だけ支払限度額は減額します。なお、自己負担額とは、1事故あたりの金額をいいます。
- ※4 手術保険金は入院保険金日額の5倍・10倍となります。

※()内は、補償保険料として、保険会社に支払う金額で、差額は運営費となります。運営費は、本制度が健全に運営し、発展するために必要な諸経費(会議費、普及活動費、通信費等)です。

※上記補償保険料は1PTAあたりの平均児童・生徒数が300名以下の場合の保険料です。300名を超える場合には保険料が変更になります。

天のわらべをすこやかに
一人一人の教育的ニーズへのサポート



天童市教育委員会

天童市の子ども一人一人を大切にするために・・・

天童市のすべての小中学校は、
一人一人の子どもへの理解を深め、
一人一人にあった支援や指導を行うことで、
子どもが持つ力を十分に伸ばしていけるように、
「特別支援教育」を大事にしています。
これは、すべての子どもの教育的なニーズを適切に把握し、
社会での自立に向けて、
ていねいな教育を進めていこうというものです。

これからの時代は、
一人一人が、それぞれの目標を見定め、
周囲とコミュニケーションをとりながら、
自分で判断したり、自分に合う学習方法を選んだりしながら、
歩みはゆっくりでも、主体的に学んでいく力が必要です。

でも、中には、
先生や友達と一緒にがんばりたい気持ちはあるのに、
うまくいかなかったり、戸惑ったりして、
困り感を抱えている子どももいます。

周囲の大人が、その困り感に早い段階で気づき、
一緒に目標を考えたり、意欲が持続するよう働きかけたりすること
で、本人のよりよい成長へつながる支援ができるようになります。

気づいて！ ぼくのこと、わたしのこと

読んだり書いたりすることが
苦手なんだ

- 文字は読めるが、行や文字を飛ばす。
- 教科書や黒板の文字をノートに書き写すことができない。
- よく似た漢字は書けるが、どこか抜けていたり間違っていたりする。

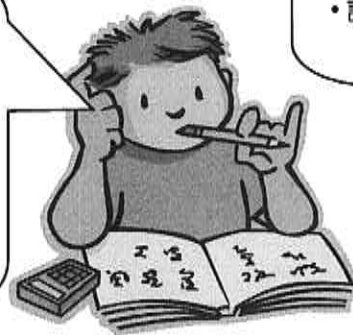


計算が苦手なんだ

- 暗算ができなかったり、文章題になるとつまずいたりする。
- 計算はできるが、図形の問題になると理解するのが難しい。

まわりが気になって集中できないんだ

- 見えたものや耳に入ってくる音が気になって集中できない。
- 理解はできるのに間違いが多い。
- 忘れ物が多い。物をよくなくしてしまう。



わかっているけど落ち着けないんだ

- 授業中に席を立ってしまったたり手遊びをしたりする。
- 授業中でも走り回ったり、おしゃべりをしてしまったりして、自分で止めることができない。



衝動的に動いてしまうんだ

- 人の話が終わらないうちにすぐに話し出してしまう。
- 頭ではわかっているけど、順番が守れない。
- 我慢できずに、かんしゃくを起こしてしまう。



コミュニケーションがうまくとれないんだ

- 相手の都合に関係なく話したいことを一方的に話す。
- 含みのある言葉や嫌味を言われてもわからず、言葉どおりに受け取ってしまうことがある。



お気軽に

どうぞ、ご相談ください



就学に関する事・学校に関する事

いじめや不登校に関する事

お子さんについて気になる事

お家の方が悩んでいる事

天童市教育委員会 学校教育課

指導係 654-1111 (内線 823)

発達に関する事

幼稚園や保育園に関する事

お子さんの様子で気になる事

天童市健康福祉部健康課

発達支援室「すこやかルーム」652-0884

ことばについて気になる事

天童市立津山小学校内 ことばの教室 665-5581

電話相談 「教育相談ダイヤル」 Tel. 654-1111 (内線823)
お電話にてお話を伺います。

来所相談 「教育相談室」 Tel. 654-1111 (内線823)
個別にお会いしてお話を伺います。
事前に予約をした上で来庁ください。

お問い合わせは 天童市教育委員会学校教育課まで
Tel. 654-1111 (内線823)

天童市教育委員会

教育相談のご案内



児童の皆さん・保護者の皆さん・先生方、お気軽にご相談ください。

相談内容

いじめ、不登校、学習、進路、心身の発達、問題行動、しつけ、学校との関係、学級経営、関係機関との連携、虐待、教育に関する課題について

- (例) 「いじめられている」「学校に行きたくない」「勉強がわからない」
 「集団になじめない」「子どもに落ち着きがない」「学級が落ち着かない」
 「子どもへの接し方がわからない」「子ども将来・進路について心配」

来所相談について

【教育相談室】

- * 5/11 (水)、7/6 (水)、9/28 (水)、12/7 (水)、2/15 (水) の年5回
 時間 14:00~16:00
- * 対象：市内の保護者・教職員
- * 相談員：公認心理師・臨床心理士
- * 下記の電話番号にて事前予約の上、市教育委員会庁舎へお越しください。
- * 上記「教育相談室」の他、随時来所相談を受け付けています。
 (学校教育課すこやかスクール相談員、担当指導主事が対応します)

電話相談について

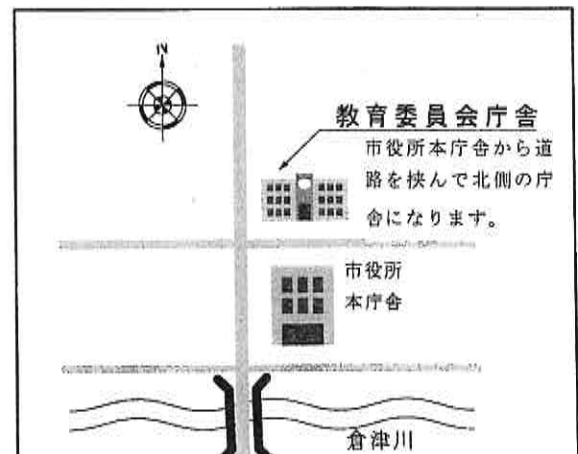
【教育相談ダイヤル】

※対象：市内の児童生徒・保護者・教職員

《来所相談予約・教育相談ダイヤル共通》
023-654-1111 (内線 823)

天童市教育委員会学校教育課

平日 8:30~17:15 <土・日・祝日・年末年始を除く>



〒994-8510

天童市老野森一丁目1番1号

《相談員》

- ・公認心理師・臨床心理士
- ・学校教育課すこやかスクール相談員
- ・学校教育課担当指導主事

☆個別にじっくりとお話を伺い、その上で今後の対応等について一緒に考えていきます。

加入して
いますか？

山形県では 自転車保険 (損害賠償責任保険) への加入が必要です。

令和2年7月1日から

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき
自転車利用者(※)の加入が義務となりました。

(※ 未成年者の場合はその保護者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者も対象)

自転車の事故で加害者に
なると…

こんな高額賠償事例に
なることも…

賠償命令額

9,521万円



自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突。

女性は頭部を骨折し、意識が戻らない状態になり、監督責任を問われた
母親に損害賠償命令。

まずは、裏面で加入の確認をしてみましょう



※ 学校においては、通学等での自転車利用者の保険加入を確認してください。

自転車保険加入状況チェックシート

スタート

これらの保険(自転車損害賠償責任保険)に加入している

- A**
- 自動車の任意保険
 - 火災保険
 - 傷害保険
 - 共済

- B**
- 自転車保険
 - 団体保険(会社や学校・PTAが窓口)
 - クレジットカードの保険

はい
契約内容を確認してください。

個人賠償責任補償特約(※)が付いている
 ※「特約」の名称は、「日常生活賠償特約」など、保険により異なる場合があります。
 (注)「自転車事故」が補償の対象になっていない保険もありますのでご注意ください。

いいえ
(わからない)

はい

はい

いいえ
(わからない)

特約
追加

【加入済みです】

※1人の加入で家族全員が補償の対象(加入)となる保険もあります！ぜひ、ご確認ください。

はい

自転車に「TSマーク」のシールが貼ってある
 (TSマークとは、自転車販売店で自転車の点検・整備を受けて加入する保険)
 (注)有効期間は、TSマークに記入された点検日から1年間です。



いいえ

【加入が必要です!!】

「自転車損害賠償責任保険」に加入してください。または
A の保険に「個人賠償責任補償特約」(※)を付けてください。

★全てに有効期間がありますので、更新も忘れずにしましょう！
 ~万が一の自転車事故に備えて、ご家族で確認してください~

詳しくはこちらを検索

山形県自転車条例

検索